

新潟市学校給食費未納対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育の一環としての学校給食において、学校給食法に規定する保護者が負担すべき給食費が適正に納入され、学校給食が円滑に運営できるよう「新潟市学校給食費未納対策委員会」(以下「委員会」という。)の設置について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、給食費の納入の状況等を学校長から聞き取り、未納の状況がある場合その解消に向けて検討、協議を行い、未納のある学校長に対し指導、助言する。

2 委員会は、検討、協議に当たり、学校等関係者から説明を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は、教育委員会事務局の次の者を委員とし、委員は教育長が委嘱する。

- (1) 教育次長(学校教育担当)
- (2) 教育次長(学校管理担当)
- (3) 教育総務課長
- (4) 学務課長
- (5) 学校人事課長
- (6) 学校支援課長

(役職及び職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長を学校教育担当教育次長、副委員長を学校管理担当教育次長とする。
- 3 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときにその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局保健給食課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度委員会で協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。